

危険物新聞

大阪府危険物取扱主任者試験

乙種全類、5月26日(日)実施

大阪府では昭和43年度第1回取扱主任者試験を5月26日(日)に実施する。今回は乙種第1、2、3、4、5、6類で、甲種は行われない。なお願書は府下各消防署又は大阪府危険物品協会連合会で交付している。

- ◇願書受付日 5月20日と21日
- ◇願書受付場所 大阪府庁正面玄関、府民相談室
- ◇試験日時 5月26日(日) 10時と1時30分
- ◇試験場所 大阪商業大学(全類)
桃山学院大学(4類)
- ◇合格発表 6月12日

準備講習会

大阪府危険物品協会連合会では主任者試験実施に伴い、準備講習会を次の要領で実施する。尚受講申込みは4月19日から4月26日まで、茨木市協会、堺市協会、連合会で受け付した。

講習時間は昼間部は午前9時20分～午後4時、夜間部は午後5時～午後9時。

講習日は4類の場合昼間2日、夜間3日、全類の場合昼間3日間である。

期	講習日	時間	会場
1 (4類)	5月7日(火) 5月13日(月)	昼	茨木市商工会議所 〔国鉄茨木駅下車〕
2 (4類)	5月8日(水) 5月16日(木)	昼	堺市民会館 〔堺東駅、又は宿院駅〕
3 (4類)	5月9日(木) 5月14日(火)	昼	大阪厚生年金会館 〔地下鉄四ツ橋北へ5分〕
4 (全類)	5月10日(金) 5月11日(土) 5月17日(金)	昼	大阪市立(森ノ宮)労働会館 〔環状線森ノ宮駅〕
5 (4類)	5月15日(水) 5月21日(火)	昼	大阪市立(森ノ宮)労働会館 〔環状線森ノ宮駅〕
6 (4類)	5月17日(金) 5月22日(水)	昼	大阪市立(森ノ宮)労働会館 〔環状線森ノ宮駅〕
7 (4類)	5月11日(土) 5月15日(水) 5月22日(水)	夜	大阪市立(森ノ宮)労働会館 〔環状線森ノ宮駅〕

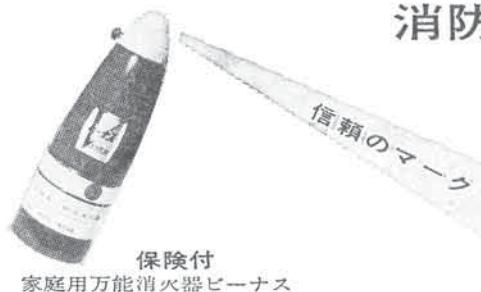
〔科目免除〕乙種試験の受験で、すでに他の類の免状を取得している場合は、試験科目3つのうち2科目が免除される。すなわち①関係法令、②基礎物理化学が免除され、③各論のみ受験すればよい。なお科目免除を希望する場合は、願書提出時に申し出て承認をうける必要がある。試験当日申し出ても免除されない。

大学卒業者で乙種を受験する場合、又は乙種から甲種を受験する場合の試験科目免除はない。

次回は7、8月頃、甲種は秋の予定

大阪府における次の主任者試験は7、8月頃の予定で、甲種は秋頃の予定である。

消防ポンプから家庭用消火器まで! 消防機器の総合メーカー



梯子消防車
消防ポンプ車
保険付消火器
クレーン車

森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区腹見町2の33
TEL (751) 1351
営業所 東京・大阪・仙台・名古屋・福岡



LPG販売事業に**消防の意見書****液化石油ガスの保安の確保及び
取引きの適正化に関する法律**

L P G 等の保安について従来高圧ガス取締法（以下取締法という。）が公布施行されていたが、今回新に高圧ガスのうちプロパン、ブタン等の家庭用 L P G を対象とした「液化石油ガスの保安の確保及び取引きの適正化に関する法律」（以下新法という。）が制定された。

なぜ高圧ガス取締法があるにもかかわらず新法が制定されたのか、新法と高圧ガス取締法は二重規制にならないだろうか、L P G 新法とは一体どのようなものなのか、種々の疑問が抱かれるところであるがこういった点について簡単に解説することとする。

解 説

最近のL P G 災害をみると業務用災害と並んで小口販売、家庭消費ルートにおける事故も大きい問題となっている。その内容をみると小口販売業者、消費家庭の保安知識の低調があげられるが、現行高圧ガス取締法では規制の目が荒すぎ、小口販売ルートに目がとどきかねるということで、高圧ガス取締法から工業用、業務用、自動車用はそのまま残し家庭用を抜き出し、きめのこまかい規制として消費者側での保安対策を強化しようと意図しているようである。

それに加えて最近問題となっているL P G の流通機構の改善、取引きの明確化、取引きの適正化をはかるということにも重点をおいたもので、保安と経済問題とを規制の目的としたようである。

では新法と取締法との関係をみると、新法で規定されている条項は取締法からは除外されているが、規定されていないことは従来どおり取締法の規制をうけることになり、家庭用 L P G の販売といえども、新法と取締法の両法の規制下にあるということである。しかし二重規制になることはない。

又新法と取締法との大きな違いは、取締法は施設認可であるのに対して新法は事業許可の在り方をとっている点である。

新法の意図するところは

新法制定の背景については前述のとおりで、新法の目的は法の標題にもあるように、①保安確保と②取引の適正化であるがこれをもうすこし掘り下げてみよう。

“保安の確保”は新法の最も意図するところで、とくに最近の小口ユーザーでの一連事故を防止するため、万全の保安対策を講ずることを中心とした目的としている。そしてその保安については専門家である販売業者がその大半の責任

を負うべきであるという考え方である。

すなわち販売業者は当然専門知識をもつべきであるが、少くとも消費者は無知であっても仕がない、無知であるのが当然である。だから無知な消費者側の保安対策は販売業者が十分配慮すべきであるという考え方で、消費者側の保安責任を業者に課したということである。

“取引の適正化”的内容は、①流通機構の改善、②消費者との取引き条件の明確化、③経営の基礎固めと大型化、に分けられる。

これは通産省の一連の経済行政の在り方にも判るように消費者保護の線にそっているもので、L P G の品質、価格、計量についての消费者的不信感をぬぐいさろうという考え方方が基盤になって、取引きの適正化となったようである。

新法のあらまし

対象となる液化石油ガスはプロパン、ブタン及びプロピレン又はこれらを主成分とするガスを液化したものである。

参考までに最近某基地で輸入されたプロパンガス、ブタンガスの成分概要をみると、プロパンガスはプロパン97%で、その他は若干のエタン、イソブタン、ノルマルブタンと0.1~0.2%程度の酸素分が含まれている。

ブタンガスは、ノルマルブタン、イソブタンで98%、その他に若干のプロパン、イソペンタン等と0.1~0.4%程度の酸素分が含まれている。このように何れもわずかではあるが酸素分を含有しているため容器の内部腐蝕のおこることもあるので注意を要する。

対象となるのは一般消費者等への販売事業及び、液化石油ガス器具等の製造及び販売である。

ここでいう一般消費者等とは、L P G を燃料（自動車用は除く）として一般生活における暖房用、調理用や風呂等の湯沸し用に使用することで、同一容器で生活用と工業用に共用している場合でも当然適用される。

事業の許可、L P G 販売事業を行なおうとする者は、それぞれの販売施設の存する地域の範囲に応じ、通産大臣又は都道府県知事の許可をうけなければならない。

事業許可の条件としては基準に適合した販売施設をもち、基準による販売方法であり、又その事業を適確に遂行するにたる経理的基礎と技術能力が要求される。尚第5条第4号の規定事項は周辺市民から反対陳情があるときは、業者と反対者相互で問題を解決しない限り許可は保留されることである。

新法と消防

高圧ガス取締法では高圧ガスの貯蔵施設等に係る認可について消防機関は直接的には無関係であったが、今回の新法では消防機関との関係もでき、消防職員の定期的立入検査も行われることになった。

すなわち①販売事業の許可申請には地元消防機関の意見

書が必要となった。②同法第87条で消防機関はLPG販売業者の施設又は販売方法が基準に不適合で火災等の災害予防のため必要なときは通産大臣(都道府県知事)に必要措置の要請ができるようになった。③通産大臣又は都道府県知事が販売施設を許可した場合等消防機関に通報することになった。

①消防長の意見書

販売事業の許可申請書に所轄消防長又は消防署長の意見書が必要である。

申請者は別掲(例・大阪市)のような意見書交付申請書を所轄消防署に提出、これを許可申請書に添付する。このとき所轄消防署では販売施設に係る防火計画並に設置現場を調査し意見書を交付することになり、消防機関の設置事前調査が実施される。

通産省(府県高圧ガス担当課、大阪府では計量安全課)ではこの消防機関の意見書をもとに書類審査が行われる。参考までに大阪市における意見書交付申請書に係る消防長告示を後掲する。

②立入検査 従来より消防法に基き消防職員の立入検査は行われていたが、今後は立入検査(立入検査権限は消防法による)によって、同法の基準に適合しているかどうかの検査が行われ、消防機関の要請によっては設備の改善命令又は許可の取消に及ぶ場合もある。

販 売 施 設

販売店舗ならびに容器置場であるが、容器置場の基準はつきのようである。

①容器置場は第1種保安物件(学校、病院、劇場等)から又は第2種保安物件(販売所敷地外の住居用建築物・すい事、廻所、便所のあるもの)から保安距離をとらなければならない。ただし面積が8m²未満で厚さ12cmの鉄筋コンクリート造又は15cmのコンクリートブロック造の障壁があれば保安距離は無してもよい。

②置場には不燃性又は難燃性(塩ビ波板等)の屋根を設けること。

③ガスが滞留しないよう換気設備を設けること。

④消火設備を消防関係法令基準及び高圧ガス協会保安基

準(置場では粉末消火器8kg 2個以上)以上設けること。

販 売 方 法

①充てん容器の引渡しは腐食、割れ等のないものを用いること。

②充てん容器の引渡しは高圧ガス取締法にきめる期間(例えば25ℓ、10kg以下の容器は6年ごとに再検査をうけなければならない)を6月以上経過していないものを使用すること。

③充てん容器の引渡しは販売店が配管に接続してすること。

④充てん容器と残ガス容器は区分して置くこと。

⑤置場には必要なもの以外の物を置かないこと。

⑥置場の周囲2m以内には火気又は引火性もしくは発火性のものを置かないこと。(例えば容器と灯油や木炭を混載しないこと。)

⑦容量は40°C以下に保つこと。日光の直射をさけること。

消 費 設 備

①10kg容器以上のものは原則として、2m以内にある火気をさえぎる措置を講じ、屋外に置くこと。

②充てん容器は日光の直射を避け、40°C以下に保つこと。

③調整器と閉止弁との配管は販売店が気密検査を行い、水柱420mm以上の圧力に合格するものであること。

大 阪 市 (消) 告 示 第 11 号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。)第3条第3項の規定に基づき、液化石油ガス販売事業の許可申請書に添付しなければならない消防長の意見書交付について必要な事項を、次のとおり定める。

昭和43年4月1日

大阪市消防長 赤井次郎

1. 液化石油ガス法第3条第2項の規定による一般消費者等に液化石油ガスを販売する事業の許可申請を行なおうとする者は、第1号様式の意見書交付申請書に、次の問



いま話題の

ABC粉末消火器は

ヤマトが

開発しました!



ヤマト消火器株式会社

大阪・東京・福岡・北九州・尼道・名古屋・静岡・仙台・札幌・広島・富山

係書類を添付して、所轄消防署長を経て消防長に申請しなければならない。

- (1) 液化石油ガス販売事業許可申請書の写し
 - (2) 販売施設の位置(他の施設との関係位置を含む。)及び附近の状況を示す図面
 - (3) 販売施設の構造ならびに設備を示す図面
 - (4) 第3号様式による事業計画書
 - (5) 第4号様式による防火管理の計画書
2. 液化石油ガス法第8条第1項の規定による販売施設等の変更許可申請を行なおうとする者は、前項に準じ申請すること。ただし、前項第1号にあっては液化石油ガス販売施設等変更許可申請書の写しとする。

なお、販売所を新設しない場合で、販売施設を変更しようとするときは、前項第3号の図面に変更に係る販売施設の内容を含めたものとすること。

3. 消防長は意見書交付申請書に添付された書類により審査し、第2号様式の意見書を所轄消防署長を経て申請者に交付するものとする。

第1号様式

意 見 書 交 付 申 請 書

昭和 年 月 日			
大阪市消防長			
殿			
申請者 住 所	電話	番	
氏 名		回	
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和43年法律第149号)に定めるところにより、液化石油ガス販売事業の許可を受けたいので、同法第3条第3項に定める意見書を交付されたく、別添関係書類を添えて申請いたします。			
※ 受 付 棚	※ 経 過 棚		

- 備考 1. この用紙の大きさは、日本工業規格B5とすること。
 2. 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
 3. ※印の棚は、記入しないこと。
 4. 関係書類は、貯蔵施設位置及び状況図面、事業計画書、防火管理計画書を添付すること。

ガソリン流出して 下水道爆発

給油所、立会無しで注油中溢流

3月18日午前11時過ぎ神戸市生田区の市電筋歩道下下水溝内で、給油所より流出したガソリンに引火して爆発、歩道敷石が長さ65mにわたりはく離する事故が発生した。

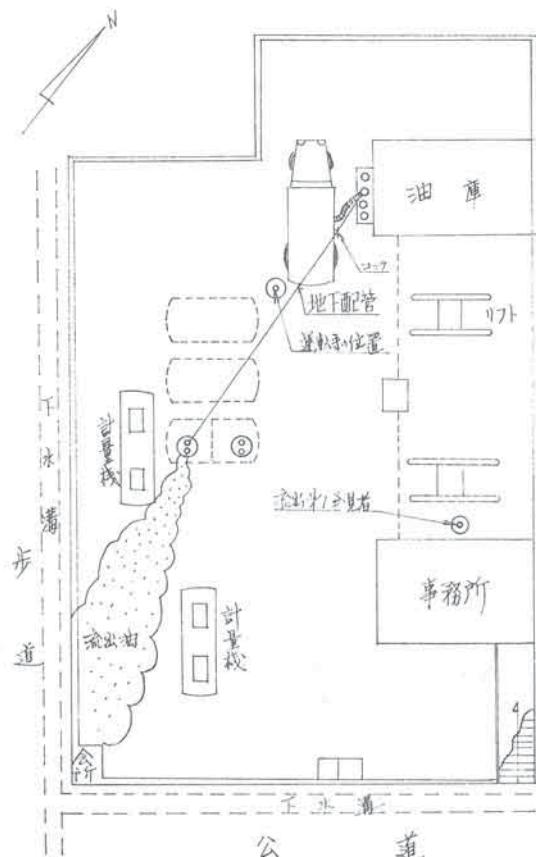
流出原因が、取扱主任者立会い無し、ズサンな在庫管理、設備の欠かん等にあるので詳報をお知らせし参考に供したい。資料は神戸市消防局の提供による。

事故発生の状況

当日10時50分頃、M運輸の8000ℓローリー(普通ガソリン6000ℓ、ハイオクタンガソリン2000ℓ)を積載しK石油給油所にきた。そして11時5分頃ローリー積載量を給油所々員に点検させ地下タンクの残量を検尺せずに、4000ℓ地下タンクに注油した。

注入口は遠隔注入方式で検尺口よりからり離れており、ローリーの近くに居た。

数分後、リフト室で作業していた給油所々員Aが検尺口附近からガソリンが溢れているのを発見ただちに運転手に



連絡して注油を停止させた。このとき約100立のガソリン（後刻残量等の計算により推定）が溢流していた模様である。

一方ローリー附近で待機中の所員B（アルバイト）はこれはいかんと早速ホースで流出油を水洗した。

それから数分後（11時12分頃）に給油所南方約45m附近の給油所排水溝と連なる下水溝内で爆発事故が発生した。

溢出の原因

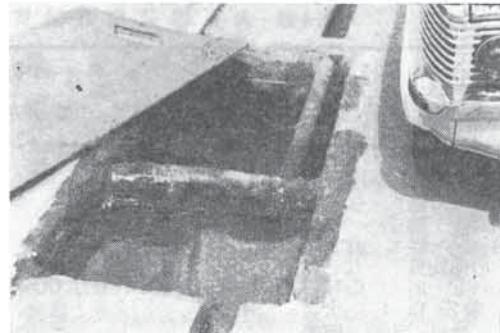
溢出の原因としておうよそ次の点があげられる。

- ① 地下タンク残油の確認をしないで注油させた。
- ② 取扱主任者は勿論のこと給油所々員の立会いが無かった。
- ③ 検尺口・キャップのネジ山が破損し密栓されていなかった。
- ④ 水洗作業を早まつた。
- ⑤ 排水溝、油分離槽が破損していた。

同給油所には4名の取扱主任者が選任されていたが、内



〔下水溝が爆発して破損した歩道〕



〔泥がたまり、油水分離不能の二槽式分離槽〕

2名は昨年夏以降に退職し、1名は2月より病気欠勤中で当日は社長であるC氏が1名であった。そのC氏も注油時は2階事務所で来客と面談中であった。

当該給油所には男子所員2名（内1名アルバイト）、女子所員3名がいたが責任者は不在であった。

又ローリーよりの荷受けは計画配達によるもので、荷受日に残庫量が多いときは油槽所に連絡して変更するたてまえになっていたが、当日は連絡がなかった。

しかも4,000ℓタンクに2,920ℓの在庫がありながら所員がこれを知らずにローリーよりの注油にOKしたようである。在庫管理のズサンさが立証されている。

この在庫タンクにドンドン注入したため、満パイとなり、検尺管を通じて液面が上り、フタのスキ間（ネジ山の破損部分）より油が溢出したものである。

排水溝は会所を通じ油分離槽に導かれていたが会所及び導管が破損し、給油所の汚水の一部は分離槽を通じて下水溝に流れおり、分離槽も土砂が留りその機能が十分活用されていなかったようで、ガソリンはそのまま下水溝に流出した。

溢流発見後も不なれな従業員が早速と水洗してガソリンを下水溝に流出させたことが爆発事故に連る要因で、この場合附近の火気制限をするとともに、土砂等による下水溝への流出を防止してから、ガソリンの除去作業をすれば事故は防止できたものと思われる。

なお引火の原因については不明のようである。

一流メーカー品ばかりそろう
ヤマト式消火器
能美式自動火災警報設備
サンヨー式誘導灯
斎田式避難器具

本社 大阪市北区空心町1-5 電(351)9651
 大阪営業所 大阪市東成区大今里南之町 電(971)5636
 堺営業所 堺市大浜北町2-62 電(2)3562
 西野田営業所 大阪市福島区茶園町128 電(461)3163



真弓興業株式会社

第4表 火災爆発指數計算例 (この表は、上原陽一氏訳によるプロセスの安全指針その9)(3月号、No.171)の表、編集都合で掲載が遅れました)

位置 記入者	火災爆発指數			ファイル番号 課 責任者 日時
	アルコール	ユニット	反応部門	
	物質と工程			
原製品副触産物媒他物質反応	プロパン アルコール、ケトン、アルデヒド なし なし $C_3H_8 + O_2 \rightarrow CH_3OH + (CH_3)_2CO + CH_3CHO$			
危険分類	: □火災 ×爆発 □火災と爆発、構造 : ×開放 □密閉			
1. 物質<危険>因子	プロパン		→ 18	勧告値以外の値を使用するときその理由
2. 物質の特殊危険性		勧告された附加因子 %	実際に使用した附加因子 %	
A. 水と反応して可燃性ガスを出すもの	0 ~ 30			
B. 酸化性物質	0 ~ 20			
C. 爆発分解しやすい物質	125			
D. 爆ゴウを起しやすいもの	150			
E. 自然重合を起しやすい物質	50 ~ 75			
F. 自然発熱しやすいもの	30			
G. その他				
AからGまでの合計=物質の特殊危険性の合計		0		
(100+物質の特殊危険性合計)/100) × 物質<危険>因子 = 小計 No. 2 → 18				
3. プロセスの一般危険性				
A. 単なる取扱いと物理的変化のみ	0 ~ 50			
B. 連絡反応	25 ~ 50	50		
C. バッチ反応	35 ~ 60			
D. 同一装置での反応の重複	0 ~ 50			
AからDまでの合計=プロセスの一般危険性の合計		50		
(100+プロセスの一般危険性の合計)/100) × (小計 + No. 2) = 小計 No. 3 → 27				
4. プロセスの特殊危険性				
A. 制御困難な反応またはプロセス	50 ~ 100			
B. 高圧 (1) 17.5~210kg/cm² (2) 210kg/cm²	30 60	30		
C. 低圧(1.11g/cm²以下)	0 ~ 100			
D. 高温				
(1) 自然発火温度以上	25			
(2) 260~538°C	10 ~ 20	10		
(3) 538°C以上	15 ~ 30			
E. 低温 (1) -29~10°C (2) -29°C以下	15 25			
F. 爆発範囲内またはその付近での操作	0 ~ 150	100		
G. 粉塵またはミストの爆発危険	30 ~ 60			
H. 平均的爆発危険より大きいもの	60 ~ 100			
I. 大量の可燃性液体(一つのみ使用)				
1. 7,570~29,710ℓ (2,000~6,000ガロン)	40 ~ 55			
2. 22,710~75,700ℓ (6,000~20,000ガロン)	55 ~ 75			
3. 75,700~189,000ℓ (20,000~50,000ガロン)	75 ~ 100			
4. 189,000ℓ 以上(50,000ガロン以上)	100 +			
J. その他				
AからJまでの合計=プロセスの特殊危険性合計		140		
(100+プロセスの特殊危険性合計)/100) × (小計 No. 3) = 火災爆発指數の合計 → 64.8				

株式会社
スタンダード石油大阪発売所

ESSO

取締役社長 松村 喜美
本社 大阪市西区靱4丁目70番地
TEL (443)-1271(代表)
桜島油槽所 大阪市此花区梅町2の8
TEL (461) 7186
L.P.G長柄充填工場 大阪市大淀区長柄東通93-39
TEL (928) 5788 (351) 1752-5044

【サービスステーション・電話】

道頓堀(7)5747	南堀江(53)6325	豊中本町(52)1677	蒲生(33)4893	千里(30)4220
松島(33)3097	三國(33)1290	生玉(71)4622	新町(53)3455	粉川町
空心町(93)3988	(33)8150	新(43)1270	造(33)1765	
帝塚山(22)6070	阪(21)6849	替町(94)2706	老江(43)6890	面
長居(8)9225	豊中セントラル(53)2595	高井田(93)0084	海老江(43)6890	面

給油所 他53カ所

物質の危険性一覧表(1) (慣用危険性物品(消防法危険物に限定しない)の危険性を本号より順次掲載します。)

物 質	名	物 質 (危険) 因 子	危険性	状 態	引火点 (°C)	発火点 (°C)	爆発範囲	沸 点 (°C)	備 考
アセトアルデヒド		20	火災	液	-37.8	185	4~57	21	
アセトン		12	"	"	-17.8	561	2.6~12.8	56	
アセトニトリル		12	"	"	5.6			80	
アセチルクロライド		15	"	"	4.4			51	
アセチルトリブチルクエン酸		5	"	"	204			173	
アセチレン<1.4kg/cm ²		18	"	ガス					銅、銀と爆発物をつくる
アセチレン>1.4kg/cm ²		20	爆発	"					空気がなくとも爆発
アセチルトリエチルクエン酸		5	火災	液	188		3mmHgで150		
アコニット酸			"	固					
マクロレイン		15	"	液	<-17.8	278	2.8~31	52.5	
アクリル酸		5	"	"	68			141	60°Cで重合
アクリルニトリル		15	"	"	0	481	3.0~17	79	
アジピン酸		5	"	固	196		422		
アリルアルコール		12	"	液	21.1	378	3.0~18.0	97	
アリルクロライド		15	"	"	-31.7	392	3.3~11.2	44	
1-アミノ-2-プロパノール		5	"	"	77			160	
アンモニア(無水)		6	"	ガス		661	16~25	-32	
アミノエチルエタノールアミン		5	"	液	129		368	244	
アミレン		18	"	"	-17.8	273	1.6~7.7	37.2	
アニリン		5	"	"	76	538		184	
アントラニル酸			"	結晶					
アスファルト		5	"	固-液	204+		485		
安息香酸		5	"	固	250		574		
アクリル酸ブチル		10	"	液	49			爆発力で重合	
アマニ油		5	"	"	222	343		343	自然に温度上昇
亜酸化窒素		16	酸化剤	ガス				-88	
亜りん酸トリイソオクチル				液					空气中で不安定
亜りん酸トリフェニル				"					
亜鉛				固				419	
亜硝酸ソーダ		16	酸化剤	粉末					

あらゆる消防設備・設計・施工

斎田式救助袋

各種の
消
火
器
一
器
ブ
ス

三洋式誘導標識灯

ケミカルホース
炭酸ガス
エアホース
消火装置

自動火災報知設備

斎田式救助袋
三和商
会
大阪市西区江戸堀北通二丁目八
TEL 大阪 (43) 二四五六九
近畿地区代理店

大阪市危険物品協会長に

池田氏（大日本塗料KK社長）



大阪市危険物品協会では昭和43年度役員会を4月16日開催、沢田氏の会長任期満了に伴い、改選結果、大日本塗料㈱取締役社長池田悦治氏を選出した。

消防局次長に田丸氏

大阪市消防局では幹部人事異動を次のように発令した。この異動で局安全係中村士長は司令補に昇任大正へ、後任に福島署安全係萱野士長が着任した。

人事異動

次長 消防正監 田丸 健（衛生局環境衛生課長）

南区長 大西孝一（消防局次長）

課長級

▷人事課長 司令長和田準雄（天王寺署長） ▷予防課長 消防監中野三郎（東住吉署長） ▷北署長 消防監川井清治郎（西成署長） ▷此花署長 司令長坂富蔵（福島署長） ▷東署長 消防監森本守夫（北署長） ▷南署長 消防監賀雄一（人事課長） ▷西淀川署長 司令長大井鎌一（生野署長） ▷生野署長 司令長吉田英吉（此花署長） ▷東住吉署長 消防監氏原岩雄（予防課長）
▷任監 西成署長 青木三郎（西淀川署長） ▷任司令長 主幹 中尾清一（計理係長） ▷任司令長 福島署長 今西義昌（旭副署長） ▷任司令長 港署長 喜岡政義（東成副署長） ▷任司令長 天王寺署長 寺塚重信（調査係長）
>退職<
▷任正監 水原常雄（南署長） ▷任正監 工藤千代治（東署長） ▷司令長 鎌田俊雄（港署長）

係長級

▷任司令長 西副署長 山西朝男（教養係長） ▷任司令長 東住吉副署長 吉田四郎（東淀川副署長） ▷計理係長 司令松木七郎（北方面隊長） ▷教養係長 司令木田清二郎（西成副署長） ▷広報係長 司令高橋毅（北警備担当司令） ▷警備第一係長兼西方面隊長 司令大倉久雄（南方隊長） ▷警備第二係長兼西方面隊長 司令森田耕市（天王寺副署長） ▷救急係長 司令中波瀬宣男（警備第一係長兼西方面隊長） ▷調査係長 司令中須賀一成（警備第二係長兼西方面隊長） ▷北方面隊長 司令井谷稔（大正警備担当司令） ▷東方面隊長 司令倉田幸義（城東警備担当司令） ▷南方面隊長 司令城代清幸（水上警備担当司令） ▷学校教務係長 司令大西輝和（東方面隊長）
▷天王寺副署長 司令樹野喬（救急係長） ▷東淀川副署長 司令佐野金六（住吉副署長） ▷東成副署長 司令友

田清（東住吉副署長） ▷旭副署長 司令黒田義信（西副署長） ▷住吉副署長 司令高橋幹一（広報係長） ▷西成副署長 司令仲野広治（水上副署長） ▷水上副署長 司令北村義一（福島警備担当司令）

▷任司令 北警備担当司令 座波清秀（予防課） ▷任司令 福島警備担当司令 山本大吉（総務課） ▷任司令 大正警備担当司令 居町一郎（福島消防署） ▷任司令 城東警備担当係長 林田肇（教養課） ▷任司令 水上警備担当司令 造田隆明（教養課） ▷整備係長 技術吏員森本吉彦（機械課）

◆◆◆
=大 阪 市=

現任主任者の研修

5月下旬～6月上旬

大阪市消防局と大阪市危険物品協会では昨年度に引き続き現任危険物取扱主任者の研修を次の計画により実施する該当者は所轄署より通知があり、5月10日までに消防署に申込まれたい。

○5月23日 市立（森ノ宮）労働会館

○5月28日 阿倍野区役所

○5月29日 此花区役所

○6月 4日 厚生年金会館

消防本部では4月5日づけ、本部及び署の機構を改革、それに伴い人事異動を発令した。

本部一予防課、警備課 署一第1係、第2係、機械係
消防長兼署長 消防監 渡辺→主幹 服部唯常

同市協会危険物取扱主任者部会では
河内長野市 3月22日研修会を催し、大阪科学技術
センター及びヤマト消火器を視察した。なお、総会は5月11日開催の予定。

守口門真市 及び署の機構を改革、それに伴い人事異動を発令した。

本部・消防長一次長一庶務課、予防課、警備第一課、同2課 ▷消防署・署長一副署長一警備第1司令、同第2司令
門真分署長

司令及び予防関係の異動は△次長兼副署長 高尾綱弘 ▷警備第1課長 古西武雄 ▷警備第2課長 奥田針三郎
▷予防課長 小椋繁 ▷門真分署長 三宅常治郎 ▷予防課指導係長 橋本勇 ▷予防係長 梅原董

同会では第19回総会（43年度総会）を4月23日市内峯楽で開催の予定。

八尾市消防本部では今般次のとおり人事異動を発令した。

▷消防長 菅野喜一郎 ▷署長 宮本喜代三 ▷次長 坂田種明